第５期下関市地域福祉計画策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

１　目的

福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員としての日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が持てるようにするため、地域福祉計画を策定することを目的とする。

２　業務の概要

（１）業務名　第５期下関市地域福祉計画策定業務

（２）履行期間　契約締結日から令和１０年３月３１日まで

（３）業務内容

別紙「第５期下関市地域福祉計画策定業務仕様書」のとおり

３　予算

見積り限度額　６，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　日程

（１）プロポーザル実施の告示日	令和８年７月２７日（月）
（２）参加申込書の提出期限	令和８年８月　７日（金）午後５時
（３）参加資格審査結果通知	令和８年８月１２日（水）
（４）質問の受付期間	令和８年７月２７日（月）から 令和８年８月２５日（火）午後５時
（５）質問に対する回答	令和８年８月２６日（水）
（６）提案書提出期限	令和８年９月　１日（火）午後５時
（７）プレゼンテーション	令和８年９月　８日（火）
（８）選定結果通知	令和８年９月１５日（火）

5　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（３）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「調査・研究」小分類「調査・分析」に登録があること。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認定の決定が確定された者を除く。）

（６）過去５年以内に、国、地方公共団体又はこれに準ずる機関が発注した保健福祉分野の関連する計画策定業務を受託し、適正に完了した実績があること。

6　参加申込手続

（１）提出書類

ア　参加申込書（様式第１号）

イ　参加者の概要（様式第２号）

ウ　業務実績調書（様式第３号）

（２）提出方法　電子メール

（３）提出期限　令和８年８月７日（金）午後５時必着

（４）提出先

下関市福祉部福祉政策課

fkfukush@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

（５）参加資格審査の結果通知

ア　通知日　令和８年８月１２日（水）

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合、市に電話で確認すること。

イ　通知方法　電子メール

ウ　その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して７日以内に、書面（任意方式）にて市に説明を求めることができるものとする。

7　質問の受付及び回答

（１）質問

ア　提出様式　任意様式

イ　提出方法　電子メール（受信確認の連絡を行うこと。）

ウ　受付期間　令和８年７月２７日（月）から

令和８年８月２５日（火）午後５時まで

エ　提出先　下関市福祉部福祉政策課

fkfukush@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

（２）回答

ア　回答方法　電子メールにより、質問者のみに通知。

イ　回答日　令和８年８月２６日（水）

8　提案書作成方法等

（１）提出書類

ア　提案書（任意様式）正本１部、副本７部

イ　見積書（任意様式）１部

（２）提出期限　令和８年９月１日（火）午後５時　必着

（３）提出方法　持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、午後５時までに到着したものに限り受け付けることとする。なお、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。

（４）提出先

〒750-8521　山口県下関市南部町１番１号

下関市福祉部福祉政策課

（５）提案書の作成方法

別紙１「第５期下関市地域福祉計画策定業務仕様書」(以下「仕様書」という。）に基づき、次に掲げる事項を記載すること。

ア　提案の内容

仕様書の「４　委託業務内容」の全ての項目について具体的に記載すること。

イ　運営体制及びスケジュール

本業務を遂行する業務執行体制（業務執行に係る組織、人数、担当者の担当分野・策定業務の経験等）を記載し、運営体制及び業務スケジュールを具体的に示すこと。

ウ　類似業務の実績

過去５年以内に、国、地方公共団体又はこれに準ずる機関が発注した保健福祉分野の関連する計画策定業務を受託し、適正に完了した実績について、業務実績（件名、発注者、履行期間、業務内容）を記載すること。

エ　参考見積書

見積書には、本業務に必要となる総費用を記載すること。総費用は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額とし、内訳についても可能な限り詳細に示すこと。ただし、「３　予算」を超える提案があった場合は、失格とする。

オ　留意事項

（ア）１者１提案とする。

（イ）用紙の大きさはＡ４版（Ａ３版の折り込みは可とする。）とし、目次及びページ番号を付すこと。

（ウ）提案書（正本）の表紙に提出月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載すること。

（エ）提案書には、正本の表紙を除き、企画提案者の商号又は名称、代表者氏名又はロゴ等の提案者を類推可能となるものを記載しないこと。

（オ）文字のフォント、サイズ、色の設定、図表や写真の表示等は、自由とする。

９　審査方法

（１）評価基準

別紙２「評価項目及び評価の視点・判断基準」のとおり

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア　日程　令和８年９月８日（火）

（時間等の詳細については別途連絡。）

イ　実施場所　福祉プラザしものせき２階研修室

山口県下関市上田中町一丁目１６番３号

ウ　出席者　３名以内

エ　実施時間　（ア）プレゼンテーション　３０分

（セッティング・撤去に係る時間を含む。）

（イ）質疑応答１５分

オ　貸出物品　机・椅子・スクリーン・プロジェクター

これ以外の物品については、企画提案者の負担において用意すること。

カ　その他

プレゼンテーションの順番は市が提案書を受理した順番とする。

プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。

（３）候補者の選定方法

ア　市が設置した第５期下関市地域福祉計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

イ　失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合又はその者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により業務を受託できなくなった場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

ウ　イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合は、「価格点」以外の評価点の合計が高い者を候補者として選定する。なお、「価格点」以外の評価点の合計についても同一の場合は、総費用が低い者を候補者として選定し、総費用も同額の場合は、当該者のくじ引きによって候補者を選定する。

エ　上記にかかわらず、総合点が評価点全体の６０％未満の場合は、候補者として選定しない。

オ　企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、候補者を決定する。なお、企画提案者が1 者の場合は、総合点が評価点全体の６０％以上の場合に候補者として選定する。

カ　審査経過に関する質問には一切回答しないこととし、全ての選定結果について、異議申立てはできないものとする。

１０　選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に「選定結果通知書（様式４）」により電子メールで通知する。なお、選定結果について、当該通知日の翌日から起算して７日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとする。

また、選定結果通知書を送付した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（入札・契約・登録>業務委託等の部屋（上下水道局を除く）>プロポーザル情報）に公表する。

（１）所管課及び業務名
（２）企画提案者数
（３）候補者の名称及び総合点

１１　契約締結に向けての協議

（１）提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結する。
（２）業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
（３）業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

１２　情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成１７年２月１３日条例第１６号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響を及ぼすおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとする。

１３　その他

（１）提出書類の取扱い

ア　提出された書類は返却しない。

イ　提出後の訂正及び差替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

ウ　提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ　提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

（２）本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

（３）参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（選定後に辞退する場合も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（４）次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

ア　参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ　実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ　見積書の金額が、見積り限度額を超過した場合

（５）提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合は、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（６）提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うこととする。

（７）参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものする。

（８）手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

１４　提出・問合せ先

下関市福祉部福祉政策課（担当：木戸）

〒750-8521 下関市南部町１番１号

電話：083-231-1418

E-mail：fkfukush@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

１５　施行期間

本要領は、令和８年７月２７日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。